平成２４年（フ）第３２１０号
大阪市港区築港３丁目９番７号
債務者　井上　光一
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２８９号
大阪府高槻市東和町35番13号
債務者　則村　文美（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４３１号
大阪市住之江区新北島７丁目２番27―1004号
債務者　山口さちよ
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５１３号
大阪府門真市城垣町21―６　シンセイマンション城垣403号、住民票上の住所奈良県生駒市松美台44番地151
債務者　榎本　　隆
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５４６号
大阪市住吉区帝塚山西４丁目14番16号205号
債務者　井上　雅博
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６２５号
大阪市此花区四貫島１丁目３番５号　モリガミビル401号
債務者　吉岡　秀洋
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６３５号
大阪市生野区林寺３丁目８番18号
債務者　別所　和恵（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６６０号
大阪府高槻市柱本新町８番Ａ11―505号
債務者　奥田　惠子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６６５号
大阪市浪速区大国１丁目12番８―302号
債務者　大西　　清
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６６６号
大阪府東大阪市稲田新町２丁目20番６―405号
債務者　須林　昭世
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６６７号
大阪市鶴見区今津南１丁目６番19―102号
債務者　石井　一夫
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６６９号
大阪市旭区新森７丁目15番36号　友宝マンション104号
債務者　森　　洋子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６７６号
大阪府守口市八雲西町１丁目20番12号、住民票上の住所大阪府和泉市今福町１丁目１番４号
債務者　佐々木一弘
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６７７号
大阪府八尾市西木の本２丁目76番地の７
債務者　松本　　隆
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６８２号
大阪府東大阪市玉串元町２丁目11番53―915号
債務者　山口キミ子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０４号
堺市南区若松台１丁２番10―710号
債務者　玉城　秀幸
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６１０号
堺市美原区北余部３番地13
債務者　田中　友二
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係